

券

日本政府 昭和27年

宝くじ

49組

抽せん日 昭和27年8月31日



30円



129702

受託銀行 株式会社 日本勸業銀行

日本政府 昭和26年

第2回

81組

宝くじ

20圓

140425

抽せん日
昭和26年2月28日

受託銀行 株式会社 日本勸業銀行



この宝くじは当せん金附証票法により政府が発
 売するもので一〇〇、〇〇〇番より一九九、九
 九九番迄の十万通を一組とする九十組（九百万
 通）を発行し抽せんにより左記の当せん金を附
 けます。

一等	百万円	九本
二等	三十万円	九本
三等	十万円	九十本
四等	一万円	百八十本
五等	千円	九百本
六等	百円	二万七千本
七等	五十円	二十七万本
八等	二十円	百八十万本
残念賞	十円	百六十二本
計	二百九万八千三百五十本	

セミ証票印刷

- 一、当せん金支払開始日 昭和二十六年三月五日
- 一、当せん金請求期限 昭和二十七年三月四日
- 一、この証票の再交付は行いません。
- 一、この証票は転売出来ません。
- 一、この証票の転売を受けた者は当せん金を受
 領出来ません。

御注意

この証票を汚染又は破損した場合等には当
 せん金の支払をお断りすることがあります。

日本政府 昭和28年

第5回 短期宝くじ

50円



18組

昭和28年6月12日
抽せん日

186241

受託銀行 株式会社 日本勧業銀行

この宝くじは当せん金附証票法により政府が発
売するもので100,000番より199,999番迄の10万
通を1組とする20組（200万通）を発行し抽せ
んにより下記の当せん金を附けます。

1 等	1,000,000円	10本
2 等	100,000円	20本
3 等	10,000円	200本
4 等	1,000円	2,000本
5 等	100円	40,000本
6 等	30円	800,000本
残念賞	2,000円	90本
計		842,320本

1. 当せん金支払開始日 昭和28年6月17日

1. 当せん金請求期限 昭和29年6月16日

1. この証票の再交付は行いません。

1. この証票は転売出来ません。

1. この証票の転売を受けた者は当せん金を受
領出来ません。

御 注 意

この証票を汚染又は破損した場合等には当せ
ん金の支払をお断りすることがあります。

日本政府 第六回宝くじ



金參拾圓

百萬圓

12組
294558

受託銀行 日本勸業銀行 株式會社

「この証票は一〇〇、〇〇〇番より八九九、九九九番迄の八十万通を一组とする十五組（一千二百万通）を発行し、抽せんにより左の当せん金を附けます。」

等級	当せん金	本数
一等	百万円	十五本
前后賞	五十万円	三十本
二等	七拾万円	十五本
前后賞	拾五万円	三十本
三等	参拾万円	十五本
四等	貳拾万円	三十本
五等	拾万円	六十本
六等	壹万円	二百四十本
七等	壹千円	二千四百本
八等	百円	十二万本
九等	貳拾円	三百万本
計	三百七十二万二千八百三十五本	

「抽せん日 昭和二十四年七月三十日

「当せん金支払開始日

昭和二十四年八月四日

「当せん金請求期限

昭和二十五年八月三日

「この証票の再交付は行いません。」

「この証票は転売出来ません。」

「この証票の転売を受けた者は当せん金を受領できません。」

御注意「この証票を汚染、又は

破損した場合等には当せん金の支払いをお断りすることがあります。」

日本政府 第四回 宝くじ

金參拾圓

090組
130499

百萬圓

受託銀行 株式会社 日本勧業銀行

印刷所 東京印刷株式會社

「この証票は一〇〇、〇〇〇番より一九九、九九九番迄の十万通を一組とする百二十組一、一千二百万通」を発行しくじびきにより左の当せん金を附ける。

等級	当せん金	本数
一等	百万円	貳拾四本
前後賞	五拾万円	四拾八本
二等	拾万円	百貳拾本
三等	参万円	九拾六本
四等	壹万円	参百拾貳本
五等	千円	壹千貳百本
六等	百円	拾貳万本
七等	式拾円	参百六拾万本
計	参百七拾貳万壹千八百本	

「抽せん期日 昭和二十四年五月三十一日

「当せん金支拂開始日

昭和二十四年六月六日

「当せん金請求期限

昭和二十五年六月五日

「この証票の再交付は行わない。

「この証票は転売出来ない。

「この証票の転売を受けた者は当せん金を受領出来ない。

御注意 この証票を汚損毀損又は破損した場合等には当せん金の支拂をお断りすることがあります。

日本政府
昭和28年

第2回宝くじ

28組

50円

182978



抽せん日 昭和28年 2月28日 受託銀行 株式会社 日本勧業銀行

この宝くじは当せん金附証票法により政府が発売するもので一〇〇、〇〇〇番より一九九、九九九番迄の十万通を一組とする三〇組（三〇〇万通）を発行し抽せんにより左記の当せん金を附けます。

計	殘念賞	十等	十等	十等	十等	十等	九等	八等	七等	六等	五等	四等	三等	二等	一等	一
九十六萬七千四百四十本	五圓	三十圓	百圓	一萬圓	一萬圓	十萬圓	二十萬圓	三十萬圓	四十萬圓	五十萬圓	六十萬圓	七十萬圓	八十萬圓	九十萬圓	百萬圓	
	七圓	九十圓	六圓	六圓	三圓	三圓	三圓	三圓	三圓	三圓	三圓	三圓	三圓	三圓	三圓	三圓
	百圓	十萬圓	千圓	百圓	十圓											
	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本	本

凸版印刷株式會社印刷

一、当せん金支払開始日

昭和二十八年三月五日

二、当せん金請求期限

昭和二十九年三月四日

三、この証票の再交付は行いません。

四、この証票は転売出来ません。

五、この証票の転売を受けた者は当せん金を受領出来ません。

御注意

この証票を汚染又は破損した場合等には当せん金の支払をお断りすることがあります。

第五回

金貳拾圓

日本政府
第五回宝くじ

78組

166419

受託 株式会社
銀行 日本勸業銀行

宝くじ

セミ証券印刷所

「この証票は一〇〇・〇〇〇番より一九九・九九九番迄の十万通を一組とする百組へ一千万通一を發行し、くじびきにより左の当せん金品を附けます。

等	級	獎							計
		一 等	前 后 賞	二 等	三 等	四 等	五 等	金 六 等	七 等
当せん金品	本	五十万円	五十万円	十 万 円	一 万 円	五 十 円	一 千 円	百 円	二十 円
数		十 本	二十 本	百 本	二百 本	四百 五十 本	一千 本	八万 本	二百万 本
		婦人服地							二千本
		二百八万三千八百本							

「抽せん日 昭和二十四年六月二十五日

「当せん金品支払開始日

昭和二十四年六月三十日

「当せん金品請求期限

昭和二十五年六月二十九日

「この証票の再交付は行いません

「この証票は転売出来ません

「この証票の転売を受けた者は当

せん金品を受領出来ません

御注意「この証票を汚染、又は

破損した場合等には当せん金

品の支払いをお断りすること

があります。

日本政府 第8回
昭和27年

短期宝くじ



11組

50円

140534

抽せん日 昭和27年10月15日

受託銀行 株式会社 日本勧業銀行

この宝くじは当せん金附証票法により政府が発
売するもので100,000番より199,999番迄の10万
通を1組とする25組(250万通)を発行し抽せん
により下記の当せん金を附けます。

1 等	1,000,000円	15本
2 等	100,000円	25本
3 等	10,000円	100本
4 等	1,000円	1,000本
5 等	100円	50,000本
6 等	30円	1,000,000本
残念賞	5,000円	110本
計		1,051,250本

1. 当せん金支払開始日 昭和27年10月20日

1. 当せん金請求期限 昭和28年10月19日

1. この証票の再交付は行いません。

1. この証票は転売出来ません。

1. この証票の転売を受けた者は当せん金を受
領出来ません。

御注意

この証票を汚染又は破損した場合等には当
せん金の支払をお断りすることがあります。

日本政府 昭和27年

第8回宝くじ

抽せん日 昭和27年10月31日

39組

168970

30円

受託銀行 株式会社 日本勧業銀行

この宝くじは当せん金附証票法により政府が発売するもので一〇〇、〇〇〇番より一九九、九九九番迄の十万通を一組とする五〇組（五〇〇万通）を発行し抽せんにより左記の当せん金を附けます。

計	一	二	三	四	五	六	七	残
	等	等	等	等	等	等	等	念
	百	十	一	一	百	五	二	一
	万	万	万	千	円	円	円	円
	円	円	円	円	円	円	円	円
	二	三	二	二	二	十	百	百
	十	十	百	千	万	万	五十	八十
	本	本	本	本	本	本	万本	万本
計	百六十二万二千四百三十本							

セミ証票印商通

- 一、当せん金支払開始日 昭和二十七年十一月六日
- 一、当せん金請求期限 昭和二十八年十一月五日
- 一、この証票の再交付は行いません。
- 一、この証票は転売出来ません。
- 一、この証票の転売を受けた者は当せん金を受領出来ません。

御注意

この証票を汚染又は破損した場合等には当せん金の支払をお断りすることがあります。

東

ぬ

日本政府
第九回 宝くじ

184347

金貳拾五圓

受託株式会社
銀行 日本勸業銀行

百萬圓

一、この証票は一〇〇、〇〇〇番より二九九、九九九番迄の二十万通を一組とする東方位十八組、西方位十八組、南方位十八組、北方位十八組、計七十二組（一千四百四十万通）を発行し、くじびきにより左の当せん金品を附します

（四）当せんせる一つの方位（十八組）を総当りとして

等	風	獎	金	本	數
一	等	百	万	円	八本
二	等	參拾	万	円	一八本
三	等	貳拾	万	円	三六本
四	等	拾	万	円	五四本
五	等	五	万	円	七二本
六	等	五	万	円	三六〇本
七	等	五	千	円	七二〇本
八	等	五	千	円	一、四四〇本
九	等	五	百	円	三、四四〇本
十	等	貳拾	円	三、四四〇本	二八二本
計				三、六〇〇、〇〇〇本	

（四）当せんせざる三つの方位（五十四組）に対して

等級	獎品	本數	合計
A賞	オーバー地一番分	五四〇本	五九四本
B賞	銅サージ着分	一〇八〇本	二、三四本
C賞	ホークス二着分	五四〇本	六四八本
D賞	毛糸一ポンド	八六四〇本	八八〇二本
計		二〇、八〇〇本	一一、二七八本

- 一、抽せん期日 昭和二十四年十月二十九日
- 一、当せん金品支拂開始日 昭和二十四年十一月五日
- 一、当せん金品請求期限 昭和二十五年十一月四日
- 一、この証票の再交付は行はない
- 一、この証票は転売出来ない
- 一、この証票の転売を受けた者は当せん金品を受領出来ない

御注意 この証票を汚染又は破損した場合等には当せん金品の支拂いをお断りすることがあります。

日本政府 昭和27年

第9回

短期宝くじ

02組

139618

50円

抽せん日

昭和廿七年十一月十四日

受託銀行 株式会社 日本勧業銀行

この宝くじは当せん金附証票法により政府が発
売するもので100,000番より199,999番迄の10万
通を1組とする20組(200万通)を発行し抽せん
により下記の当せん金を附けます。

1等	2,000,000円	3本
2等	1,000,000円	4本
3等	100,000円	20本
4等	10,000円	200本
5等	1,000円	1,400本
6等	100円	40,000本
7等	30円	800,000本
残念賞	5,000円	133本
計		841,760本

1. 当せん金支払開始日 昭和27年11月19日

1. 当せん金請求期限 昭和28年11月18日

1. この証票の再交付は行いません。

1. この証票は転売出来ません。

1. この証票の転売を受けた者は当せん金を受
領出来ません。

御注意

この証票を汚染又は破損した場合等には当
せん金の支払をお断りすることがあります。

一回
短期

日本
政府

昭和二十八年

宝くじ

50円

03組

134406

抽せん日 昭和28年1月14日

受託銀行株式会社 日本勧業銀行

この宝くじは当せん金附証票法により政府が発
売するもので100,000番より199,999番迄の10万
通を1組とする25組(250万通)を発行し抽せん
により下記の当せん金を附けます。

1 等	1,000,000円	20本
2 等	100,000円	50本
3 等	10,000円	100本
4 等	1,000円	1,000本
5 等	100円	50,000本
6 等	30円	750,000本
残念賞	5,000円	105本
計		801,275本

1. 当せん金支払開始日 昭和28年1月19日

1. 当せん金請求期限 昭和29年1月18日

1. この証票の再交付は行いません。

1. この証票は転売出来ません。

1. この証票の転売を受けた者は当せん金を受
領出来ません。

御 注 意

この証票を汚染又は破損した場合等には当
せん金の支払をお断りすることがあります。

日本政府 昭和26年

第11回 短期宝くじ

24組

30円

114419

抽せん日

昭和26年12月7日

受託
銀行

株式会社
日本勧業銀行

セミ証券印刷所

この宝くじは当せん金附証票法により政府が発売するもので 100,000 番より 199,999 番迄の 10 万通を 1 組とする 30 組 (300 万通) を発行し抽せんにより下記の当せん金を附けます。

1 等	1,000,000 円	6 本
2 等	100,000 円	30 本
3 等	10,000 円	90 本
4 等	1,000 円	900 本
5 等	100 円	9,000 本
6 等	50 円	60,000 本
7 等	20 円	1,200,000 本
残念賞	5,000 円	54 本
計		1,270,080 本

1. 当せん金支払開始日 昭和 26 年 12 月 11 日
1. 当せん金請求期限 昭和 27 年 12 月 10 日
1. この証票の再交付は行いません。
1. この証票は転売出来ません。
1. この証票の転売を受けた者は当せん金を受領出来ません。

御注意

この証票を汚染又は破損した場合等には当せん金の支払をお断りすることがあります。

(第 6)

170631

第六回

寶 彙

40ノ組

株式會社

日本勸業銀行



拾圓

一此ノ證票ハ十萬通ヲ一組
トシ抽籤ニ依リ各組毎ニ
左ノ獎金ト景品ヲ附ケマス

獎金表						景品表			
等級	金	額	本數	一等	拾萬圓	特賞	品目	數量	本數
二	等	五	千	圓	五	甲賞	蝙蝠傘	壹本	貳拾本
三	等	壹	百	圓	五	乙賞	化粧石鹼	壹個	參千本
四	等	參	拾	圓	壹	計	參千貳拾	參本	
五	等	拾	圓	貳萬本					
計				貳萬壹千五拾六本					

一抽籤期日 昭和二十一年十二月二十日
一獎金、景品ノ支拂期限

獎金 十二月二十六日カラ一ヶ年以内
景品 十二月二十六日カラ三ヶ月以内

日本政府昭和27年

宝くじ

抽せん日

昭和27年 1月31日

30円

第
1
回

38組

113333

受託銀行 株式会社 日本勧業銀行

この宝くじは当せん金附証票法により政府が発売するもので一〇〇、〇〇〇番より一九九、九九九番迄の一〇万通を一組とする五〇組(五〇〇万通)を発行し抽せんにより左記の当せん金を附けます。

計	一	二	三	四	五	六	七	残
	等	等	等	等	等	等	等	念
	賞							
二百十万二千六百本	百	五十	十	一	一	五	二	五
	万	万	万	千	千	千	十	十
	円	円	円	円	円	円	円	円
	五	十	五	二	二	十	二	三
	本	本	本	本	本	本	本	本
	本	本	本	本	本	本	本	本

- 一、当せん金支払開始日 昭和二十七年二月四日
- 一、当せん金請求期限 昭和二十八年二月三日
- 一、この証票の再交付は行いません。
- 一、この証票は転売出来ません。
- 一、この証票の転売を受けた者は当せん金を受領出来ません。

御注意

この証票を汚染又は破損した場合等には当せん金の支払をお断りすることがあります。

券

日本政府 昭和27年

宝くじ

49組

抽せん日 昭和27年8月31日

129702

30円

受託銀行 株式会社 日本勧業銀行

この宝くじは当せん金附証票法により政府が発売するもので一〇〇、〇〇〇番より一九九、九九九番迄の十万通を一組とする五十組（五百万通）を発行し抽せんにより左記の当せん金を附けます。

一等	百五十万円	四本
前後賞	二十五万円	八本
二等	十万円	五十本
三等	一万円	二百本
四等	一千円	一万本
五等	百円	十万本
六等	二十円	百五十万本
残念賞	五千円	百九十六本
計	百六十一万四百五十八本	

通商印券証三セ

- 一、当せん金支払開始日 昭和二十七年九月六日
- 一、当せん金請求期限 昭和二十八年九月五日
- 一、この証票の再交付は行いません。
- 一、この証票は転売出来ません。
- 一、この証票の転売を受けた者は当せん金を受領出来ません。

御注意

この証票を汚染又は破損した場合等には当せん金の支払をお断りすることがあります。

日本政府昭和26年

27組

短期宝くじ

183595



抽せん日

昭和26年5月15日

受託銀行

株式会社日本勧業銀行

印刷局株式會社印刷

この宝くじは当せん金附証票法により政府が発
売するもので100.000番より199.999番迄
の10万通を1組とする40組(400万通)を発行
し抽せんにより下記の当せん金を附けます。

1	等		1.000.000円		8本
2	等		100.000円		40本
3	等		10.000円		400本
4	等		1.000円		2.000本
5	等		100円		40.000本
6	等		50円		80.000本
7	等		20円		1.200.000本
残念賞			5.000円		72本
計					1.322.520本

1.当せん金支払開始日 昭和26年5月21日

1.当せん金請求期限 昭和27年5月20日

1.この証票の再交付は行いません。

1.この証票は転売出来ません。

1.この証票の転売を受けた者は当せん金を受領
出来ません。

御注意

この証票を汚染又は破損した場合等には当
せん金の支払をお断りすることがあります。

30円

日本政府

昭和26年 第11回

宝くじ

09組

抽せん日 昭和26年11月30日

189039



受託銀行

株式会社
日本勧業銀行

この宝くじは当せん金附証票法により政府が発
 売するもので一〇〇、〇〇〇番より一九九、九
 九九番迄の一〇万通を一組とする五〇組（五〇
 〇万通）を発行し抽せんにより左記の当せん金
 を附けます。

一	等	百	万	円	五	本
二	等	五十	万	円	十	本
三	等	十	万	円	五十	本
四	等	一	万	円	二百	本
五	等	千		円	二千	本
六	等	五十	円		十万	本
七	等	二十	円		二百	万
残	念	賞	五	千	円	三百三十五
計		二百十万二千六百本				

「当せん金支払開始日

昭和二十六年十二月五日

「当せん金請求期限

昭和二十七年十二月四日

「この証票の再交付は行いません。

「この証票は転売出来ません。

「この証票の転売を受けた者は当せん金を受領
 出来ません。

御注意

この証票を汚染又は破損した場合等には当せ
 ん金の支払をお断りすることがあります。

日本政府

30 円

第

短期宝くじ

20組

● 抽せん日 昭和25年12月13日 ●

127498

受託銀行 株式会社
日本勧業銀行

この宝くじは当せん金附証票法により政府が発売するもので100.000番より199.999番迄の10万通を1組とする40組(400万通)を発行し抽せんにより下記の当せん金を附けます。

1 等	1.000.000 円	16 本
2 等	100.000 円	40 本
3 等	10.000 円	400 本
4 等	1.000 円	2.000 本
5 等	100 円	40.000 本
6 等	50 円	80.000 本
7 等	20 円	1.200.000 本
計		1.322.456 本

1.当せん金支払開始日 昭和25年12月18日

1.当せん金請求期限 昭和26年12月17日

1.この証票の再交付は行いません。

1.この証票は転売出来ません。

1.この証票の転売を受けた者は当せん金を受領出来ません。

御注意 この証票を汚染又は破損した場合等には当せん金の支払をお断りすることがあります。